

インデックスファンドMLP (毎月分配型)

追加型投信／海外／その他資産／インデックス型

MLP



Master Limited Partnership

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。
社名変更後URL: www.amova-am.com

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「インデックスファンドMLP(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月20日に関東財務局長に提出しており、2025年8月21日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産	インデックス型	その他資産(投資信託証券(その他資産(MLP等)))	年12回(毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他(S&P MLP 指数(配当込み、円換算ベース))

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	30兆4,468億円
	(2025年5月末現在)

「S&P MLP 指数」の著作権などについて

S&P MLP 指数(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが日興アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが日興アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。インデックスファンドMLP(毎月分配型)は、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P MLP 指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

ファンドの目的

主として、米国の金融商品取引所に上場されているMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)やMLPに関連する証券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、MLP市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色



米国の金融商品取引所に上場されているMLP*¹やMLPに関連する証券*²を主要投資対象とします。

*1 MLP(Master Limited Partnership)とは、主に米国で行なわれている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所に上場されているものをいいます。

*2 MLPに関連する証券としては、ETN(「上場投資証券」または「指標連動証券」と呼ばれます)やETF(上場投資信託)などが対象となります。

◆原則として、為替ヘッジは行ないません。



「S&P MLP 指数(配当込み、円換算ベース*)」の動きに連動する投資成果をめざします。

*公表指数をもとに日興アセットマネジメントが円換算します。

◆S&P MLP 指数は、ニューヨーク証券取引所やNASDAQなどに上場するMLPなどのうち、GICS(世界産業分類基準)においてエネルギーセクターまたは公益事業セクターのガス産業に属する銘柄を対象とした、浮動株調整後の時価総額加重を基本とする指数です。

※連動をめざす対象指数(ベンチマーク)については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

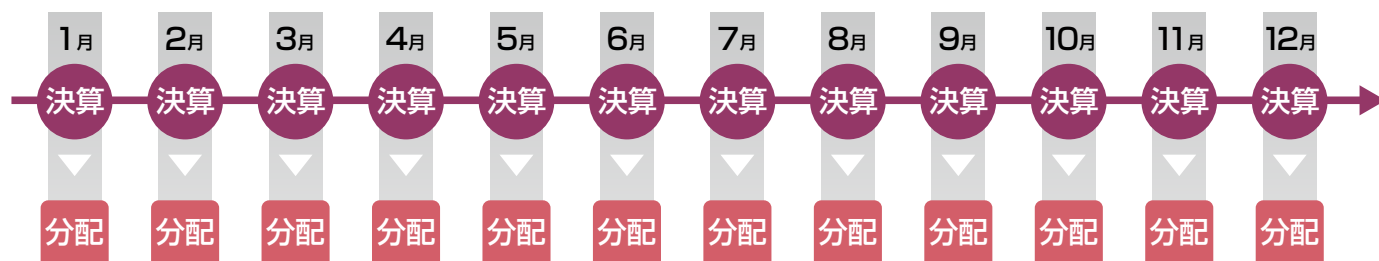


原則として、毎月、収益分配を行なうことをめざします。

◆組入れているMLPなどからの配当等を原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。

◆毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

〔収益分配のイメージ〕



※毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

主な投資対象について

- ◆MLP(Master Limited Partnership)とは、主に米国で行なわれている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所に上場しているものです。
- ◆MLPの多くは、主として、原油や天然ガスなどのパイプラインや貯蔵施設といったエネルギーインフラ関連事業に投資を行ない、パイプラインや貯蔵施設の利用料などを収益源としています。

MLPのイメージ

<MLPの投資対象事業の例>



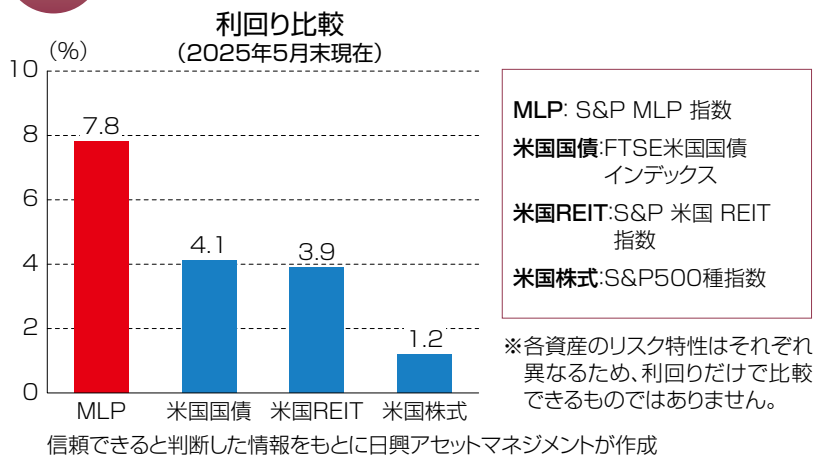
※上図はイメージです。

MLPの投資魅力

- ◆MLPの多くは、キャッシュフローの多くを配当として支払うことを配当方針としています。こうしたことから、MLPは他の資産と比べて利回り水準が高い傾向がみられてきました。
- ◆MLPは金融商品取引所に上場していることから、日々の流動性があることに加え、米国証券取引委員会のルールに従い財務内容が開示されるため、透明性が高いことで知られています。

MLPの3つの投資魅力

1 相対的に高い利回り実績



2 流動性

金融商品取引所に上場しているため、日々の流動性があります。

3 透明性の高さ

米国証券取引委員会(SEC)*のルールに従い、財務内容が定期的の開示されています。

*米国資本市場: 証券市場で投資家を保護することを責務としています。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。
※データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

なぜ、MLPが注目されるのか

- ◆MLPの多くは、投資対象としている主力事業の収益構造が安定していることなどを背景に、キャッシュフローが安定する傾向にあります。
- ◆シェール革命を背景としたシェール・ガス／オイルの開発・生産の拡大に伴ない、MLP市場は、中長期的な成長が期待されています。

MLPが注目を集める理由

1 収益構造の安定性

MLPの多くが投資対象としている主力事業は、原油や天然ガスのパイプラインや貯蔵施設といったエネルギーインフラ関連事業です。これらの事業収益は、エネルギー関連事業の中でも、資源価格や景気の変動の影響を受けにくいとされています。そのため、これらMLPのキャッシュフローは安定する傾向にあります。

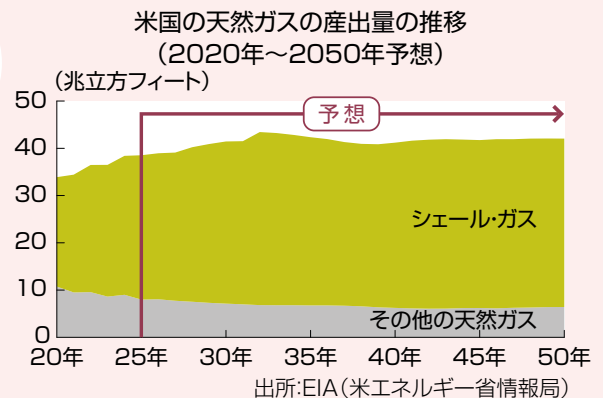
パイプライン事業の例



- 多くの場合、パイプライン利用料を長期契約することで安定的に収入を得ている。
- 産業や生活の必需品であるため、エネルギー消費量は景気の影響を比較的受けにくい。
- 投資額の点で参入障壁が高い。

2 シェール革命による追い風

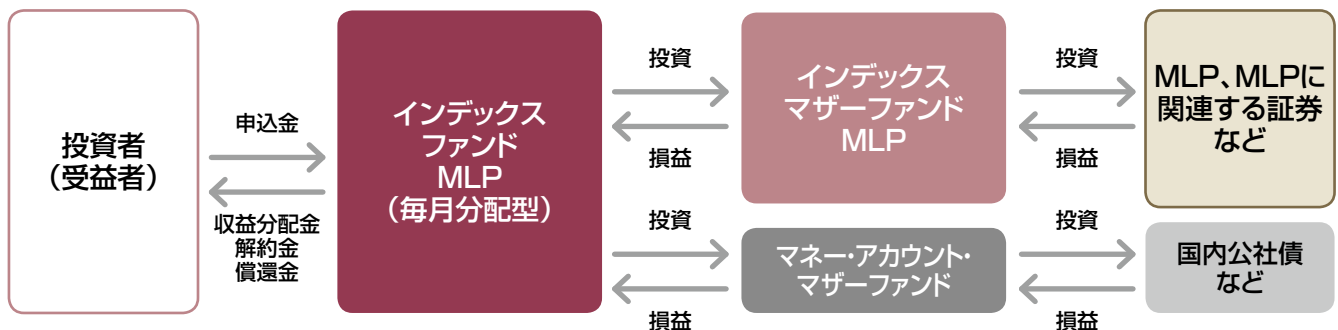
米国における、シェール・ガス／オイルの開発・生産は、今後数年間で大きく拡大する見込みです。こうしたことは、MLP市場の成長見通しを支えると考えられます。



※データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



* 上記の他、約款で別に定める投資信託証券に投資する場合があります。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

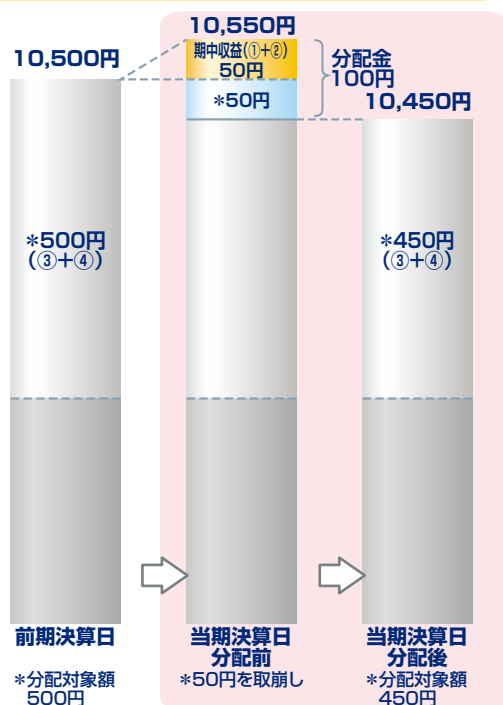
投資信託で分配金が支払われるイメージ



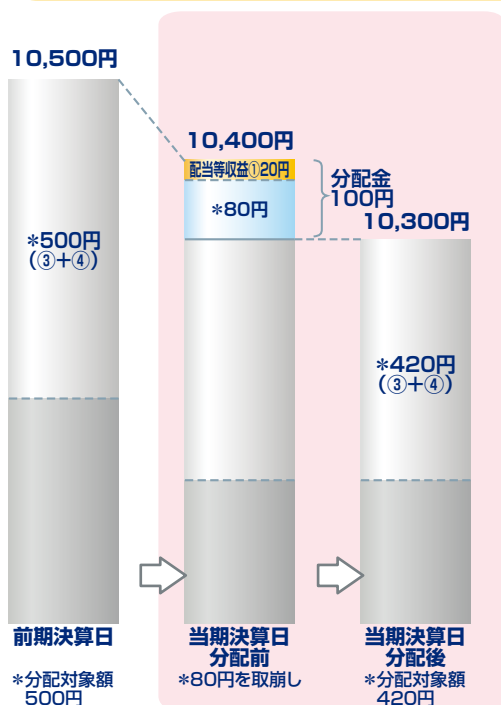
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

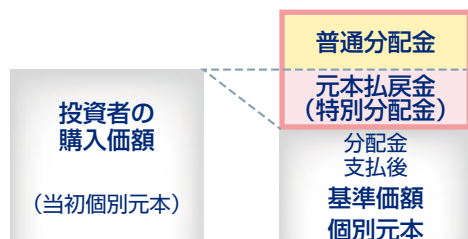


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

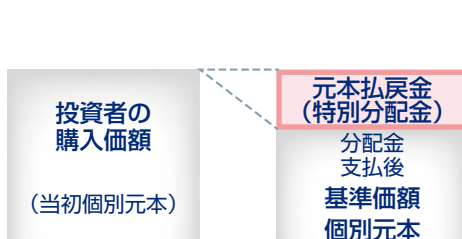
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主にMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)やMLPに関連する証券(上場投資信託証券やETNなどをいいます。)を実質的な投資対象としますので、MLPおよびMLPに関連する証券の価格の下落や、MLPの発行体の財務状況や業績の悪化、MLPに関連する証券の上場廃止などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 一般にMLPは、投資対象事業から得られる利益などを収益源としており、MLPの分配金や価格は、投資対象事業の成長性や収益性の情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、ファンドが実質的に投資するMLPはエネルギーインフラ事業を主な投資対象としているため、国内および海外の経済・政治情勢、エネルギーインフラ事業を取り巻く環境、エネルギー市況の悪化ならびに金利変動などの影響を受けて価格が変動します。ファンドにおいては、MLPの価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 投資するETNは、MLP市場の動きをとらえる指数に連動することをめざすものが中心となりますが、連動対象の指数と異なる値動きとなる場合があります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 当ファンドは、特定のテーマに絞った投資を行ないますので、より幅広いテーマで分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 一般にMLPは、普通株式に比べて市場規模が小さく取引量が少ないため、投資環境によっては機動的な売買が行なえず、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 一般に投資したMLPの経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、MLPの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ETNの発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、ETNの価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

MLPへの投資に伴なうリスク

- MLPに適用される法律や税制が変更されたり、新たな法律や税制が適用された場合、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。
- ファンドがMLPに投資することに伴なう税金の支払いや還付により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

<S&P MLP 指数(配当込み、円換算ベース)と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率をS&P MLP 指数(配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- 資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- S&P MLP 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、S&P MLP 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとS&P MLP 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- 分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、ファンドはMLPに投資することにより税金が課される一方、S&P MLP 指数の計算上は税金が考慮されていないこと。
- 有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

<MLPの税制に関する事項>

一般的にMLPは、米国の連邦税法上はパートナーシップとして扱われ、MLP(パートナーシップ)段階では連邦税が課税されず、MLPに投資している各パートナー(この場合、MLPに投資しているマザーファンド)の段階において課税されます。MLPからの分配時に配当金に対して21%を上限として源泉徴収され、またMLPの売却時に売却金額に対して10%が源泉徴収されます。年に一度の税務申告において、米国連邦税、州税、支店利益税等を含めた実際の税額を確定する際に、源泉徴収された税額が実際の税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された税額が実際の税額より少ない場合には追加納税が必要となります。

なお、ETNは上場株式に準じた扱いになるため、ETNを経由してMLPに投資している場合には、上記のような税制は適用されません。

※これらの記載は、2025年5月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

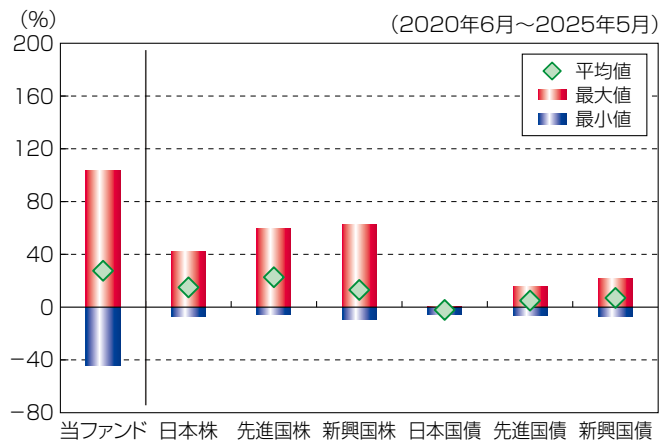
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
 - 上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	27.6%	15.0%	22.7%	13.1%	-2.1%	5.0%	7.0%
最大値	103.6%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-44.6%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

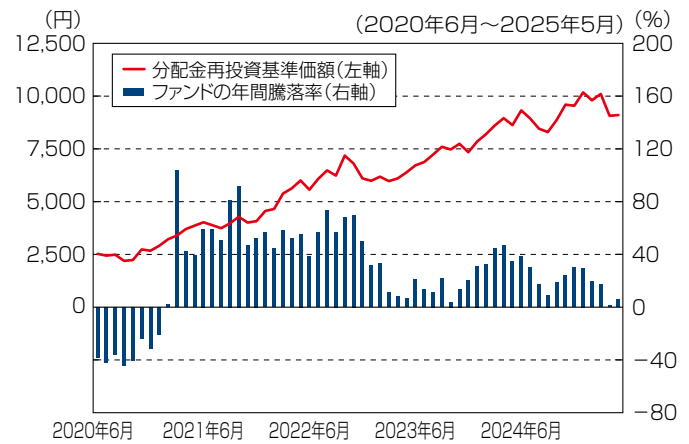
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

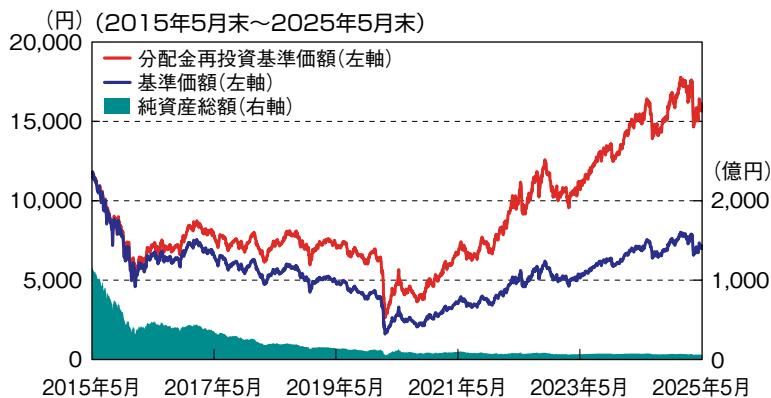


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額……………7,009円

純資産総額……………60.70億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	直近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	240円	4,680円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
インデックス マザーファンド MLP	98.9%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。

<ETN ETF組入上位5銘柄>(銘柄数:2銘柄)

	銘柄名	比率
1	ALERIAN MLP-ETF	76.00%
2	ETRACS ALERIAN INF-ETN	8.98%

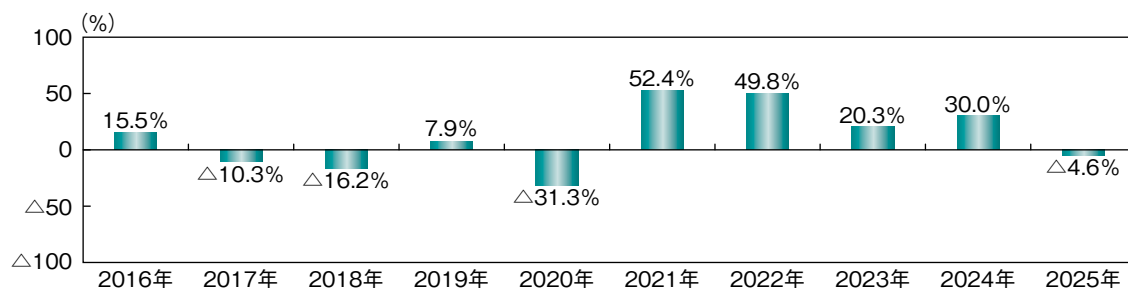
※インデックス マザーファンド MLPの対純資産総額比です。

<MLP組入上位10銘柄>(銘柄数:5銘柄)

	銘柄名	比率
1	ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS-LP	4.72%
2	ENERGY TRANSFER-LP	3.76%
3	PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A-LP	2.27%
4	BLACK STONE MINERALS-LP	1.62%
5	ALLIANCE RESOURCE PARTNERS-LP	0.92%

※インデックス マザーファンド MLPの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2025年は、2025年5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年8月21日から2026年2月20日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2028年11月20日まで(2014年2月18日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(5月、11月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.825%(税抜0.75%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞ <table><tr><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>0.75%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td><td>0.05%</td></tr><tr><th>委託会社</th><td colspan="3">委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><th>販売会社</th><td colspan="3">運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><th>受託会社</th><td colspan="3">運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table> ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.75%	0.35%	0.35%	0.05%	委託会社	委託した資金の運用の対価			販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価			受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率																									
	合計	委託会社	販売会社	受託会社																						
	0.75%	0.35%	0.35%	0.05%																						
	委託会社	委託した資金の運用の対価																								
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																								
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																									
投資対象とする 投資信託証券	ありません。																									
実質的な負担	純資産総額に対し年率0.825%(税抜0.75%) ※投資対象とする投資信託証券の変更を行なった場合には、実質的な負担が変動する場合があります。																									
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を 上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、 ③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含み ます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標章使用料などは委託会社が定めた時期 に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。																								
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の 利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる 品貸料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。																								

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2025年8月20日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率 -----

対象期間:2024年11月21日～2025年5月20日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.39%	0.83%	0.56%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※ファンド(実質的な保有も含みます)がMLP等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

